

第24回 安来市農業委員会総会議事録

令和7年6月23日（月） 安来市伯太庁舎201会議室

1. 出席委員

1 番 岩崎 金己君	2 番 添田 俊之君	3 番 新田 徹君	4 番 横山 芳明君
5 番 永塚 知芳君	6 番 足立 仁行君	7 番 北中 宏一君	8 番 木戸 芳己君
9 番 武上 隆雄君	10 番 仲佐 久子君	11 番 北川 正幸君	12 番 新田 里恵君
13 番 塩見 秀雄君	14 番 渡邊 克実君	15 番 佐々木吉茂君	17 番 吉村 正君
18 番 齋藤 哲君	19 番 渡辺 和則君		

2. 欠席委員 なし

3. 出席者

農業委員会事務局

事務局長 光嶋 宏政君 係長 遠藤 和喜君 主任 越野 綾香君

安来市農林振興課

主任 日向 直之君

4. 議事案件

日程第 1	議事録署名委員の指名
日程第 2	会期の決定
日程第 3	議第101号 農地法第2条の規定による非農地証明願について
日程第 4	議第102号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第 5	議第103号 農用地利用集積等促進計画に対する意見照会について
日程第 6	報第98号 農地法第3条の3の規定による届出について
日程第 7	報第99号 農地法第18条第6項の規定による通知について
日程第 8	報第100号 公共事業に伴う農地一時転用の届出について
日程第 9	報第101号 非農地判断の実施について

5. 議事

○午後2時02分 開会

議長：齋藤 哲君

それでは、定足数に達しましたので、これより第24回安来市農業委員会の総会を開会します。

○日程第1

議長：齋藤 哲君

日程第1 議事録署名委員の指名を議題といたします。議事録署名委員は、委員会会議規則第13条により 19番 渡辺委員、1番 岩崎委員 を指名いたします。

○日程第2

議長：齋藤 哲君

日程第2 会期の決定 を議題とします。お諮りいたします。今総会は本日1日としたいと思います。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」の声多数】

議長：齋藤 哲君

ご異議なしと認めます。よって会議は本日１日と決定いたしました。

○日程第３

議長：齋藤 哲君

日程第３ 議第１０１号 農地法第２条の規定による非農地証明願について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局係長：遠藤 和喜君

議第１０１号についてご説明いたします。２ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり非農地証明願の提出がありましたので審議を求めるものです。３ページに案件を掲載しており、４ページから６ページに位置図を掲載していますのでご覧ください。

１番は、平成１０年頃に農業用倉庫を建築し、現在は宅地として利用している土地です。当時に５条転用許可を得て転用されましたが、地目や所有権の移転登記がなされず現在に至っています。この農地については、非農地証明事務取扱基準の（５）転用事実行為から既に２０年以上経過しており、隣接地に対して被害等を及ぼす恐れもないと認められることから、法令上証明の交付を行うことがやむを得ない土地であると判断しております。

２番は、宅地を取り囲むように畑であった土地ですが、少なくとも昭和５９年頃からは家の庭として花や庭木を植えていました。昭和６３年頃までは一部畑として耕作していましたが、祖母が亡くなり耕作しなくなってから、庭木を植えて家の庭となり現在に至っています。この農地については、非農地証明事務取扱基準の（５）転用事実行為から既に２０年以上経過しており、隣接地に対して被害等を及ぼす恐れもないと認められることから、法令上証明の交付を行うことがやむを得ない土地であると判断しております。

３番は、平成１６年頃に周辺の土地と一体で資材置き場として整備され、周辺の土地は当時農地転用、地目変更が行われていましたが、申請地のみ農地で残っていることが判明し申請に至ったところです。この農地については、非農地証明事務取扱基準の（５）転用事実行為から既に２０年以上経過しており、隣接地に対して被害等を及ぼす恐れもないと認められることから、法令上証明の交付を行うことがやむを得ない土地であると判断しております。以上です。

議長：齋藤 哲君

説明が終わりました。地元委員から申請場所の説明を求めます。１番の案件について １９番 渡辺委員お願いします。

１９番：渡辺 和則君

【位置図にて場所説明】

議長：齋藤 哲君

２番の案件について １５番 佐々木委員お願いします。

１５番：佐々木 吉茂君

【位置図にて場所説明】

議長：齋藤 哲君

３番の案件について １７番 吉村委員お願いします。

１７番：吉村 正君

【位置図にて場所説明】

議長：齋藤 哲君

次に、現地調査報告を 3 班 4 番 横山委員 お願いします。

4 番：横山 芳明君

4 番 横山です。現地調査は、今月 3 班の担当でして、先週 6 月 20 日に行っております。メンバーは新田徹委員、武上委員、新田里恵委員、佐々木委員、渡辺和則委員それと私でございます。それから事務局から光嶋局長、遠藤係長に同行いただきました。

まず 1 番ですけども、説明がございましたが申請地は既に車庫として利用されております。先代の時代に売買が完了していたようですけども、その時に登記がなされていなくて現在に至っております、今回申請するものでございます。

それから 2 番でございますけども、住宅と納屋を囲んだ場所でございます、今回娘さんに相続する時点で農地がある事が分かり、申請するものでございます。現場は 40 年以上の杉やヒノキそれから雑木が庭木のように植栽されておまして、とても農地への復元は困難と考えます。

それから 3 番でございますけども、申請地は製造会社の砂置場として使用されておりますが、説明がありましたようにこの 2 筆の内 1 筆が地目変更の登記がなされていなかったため、今回申請するものでございます。

3 件ともとても現状から見ればやむを得ないということで、我々調査班は判断したところでございます。皆さんの審議をよろしくお願いいたします。

議長：齋藤 哲君

地元委員から補足がありましたら説明をお願いします。

【「ありません」の声】

議長：齋藤 哲君

それでは、1 番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

1 番の案件について、以前に土地を移譲してその分を登記してなかったというような説明があったんですけど、この■■■というのが元の持ち主さん、それとも現在の使用者。

19 番：渡辺 和則君

いいですか。

議長：齋藤 哲君

19 番 渡辺委員。

19 番：渡辺 和則君

そうしますと今お尋ねですが、■■■という方の所有の土地です。それを先代の時に今はどちらも亡くなられておりますけども、転用されてそれを今、譲り受けられた方が農機具倉庫のようなものを建てて利用されておったようでございます。それを古くなって今、カーポートみたいなことにされて利用されているということです。それで申請者の方は佐陀町の方に住んでおられまして、もうこちらには家は空き家になると言いついて、この度整理をするということで調べられましたら、このようなことが分かりまして、それから急遽申請をされたということでございます。

議長：齋藤 哲君

ありがとうございました。要するに元の持ち主さんが■■■で、それでその持ち主さんの名義の土地に

今住んでおられる人が車庫を建てておられるということで、今、人が使っているけども、元の持ち主の名義の人が申請を出したということですね。

19番：渡辺 和則君

はい。

議長：齋藤 哲君

他にありませんか。

【発言なし】

議長：齋藤 哲君

質疑がないようですので採決いたします。1番の案件について非農地と認めることに賛成される方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議長：齋藤 哲君

全員賛成ですので、1番の案件について、非農地と認めることで決定されました。
続いて、2番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

【「ありません」の声】

議長：齋藤 哲君

質疑がないようですので採決いたします。2番の案件について非農地と認めることに賛成される方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議長：齋藤 哲君

全員賛成ですので、2番の案件について、非農地と認めることで決定されました。
続いて、3番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

【「ありません」の声】

議長：齋藤 哲君

質疑がないようですので採決いたします。3番の案件について非農地と認めることに賛成される方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議長：齋藤 哲君

全員賛成ですので、3番の案件について、非農地と認めることで決定されました。

○日程第4

議長：齋藤 哲君

日程第4 議第102号 農地法第3条の規定による許可申請について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局係長：遠藤 和喜君

議第102号についてご説明いたします。7ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第10条の規定により申請書の提出がありましたので審議を求めるものです。8ページから11ページに案件を掲載していますのでご覧ください。今月の農地法第3条の許可申請は9件で、すべて所有権移転です。案件の詳細につきましては、後ほど地元委員から報告していただきます。

1番は、経営拡大による所有権移転で、農地法第3条第2項各号の規定に関する要件につきまして、許可基準を満たしています。通作距離は17km、農機具は田植え機1台、コンバイン1台、トラクター1台を所有しています。労働力は、本人、妻の2名となります。この農地の対価は、■■■です。

2番は、受贈による所有権移転で、農地法第3条第2項各号の規定に関する要件につきまして、許可基準を満たしています。通作距離は1.5km、農機具は管理機1台を所有しています。労働力は本人、子の2名となります。この農地の対価は、■■■です。

3番は、受贈による所有権移転で、農地法第3条第2項各号の規定に関する要件につきまして、許可基準を満たしています。通作距離は100m以内、農機具は草刈り機1台を所有しています。労働力は本人、妻の2名となります。この農地の対価は、■■■です。

4番から8番までは、それぞれの譲渡人から、一人の譲受人への経営拡大による所有権移転で、農地法第3条第2項各号の規定に関する要件につきまして、許可基準を満たしています。譲受人は、農機具はトラクターを4台所有しています。労働力は、本人のみ1名となります。4番は、通作距離は300m以内、この農地の対価は、■■■です。5番は、通作距離は400m以内、この農地の対価は、■■■です。6番は、通作距離は400m以内、この農地の対価は、■■■です。7番は、通作距離は400m以内、この農地の対価は、■■■です。8番は、通作距離は300m以内、この農地の対価は、■■■です。

9番は、経営拡大による所有権移転で、農地法第3条第2項各号の規定に関する要件につきまして、許可基準を満たしています。通作距離は200m以内、農機具は田植え機1台、コンバイン1台、トラクター3台、乾燥機2台を所有しています。労働力は、本人、父、母の3名となります。この農地の対価は、■■■です。以上です。

議長：齋藤 哲君

説明が終わりました。地元委員からの説明を求めます。1番と9番の案件について 2番 添田委員 お願いします。

2番：添田 俊之君

2番 添田です。1番案件について説明いたします。まず、譲渡人は実家の方が数年前から空き家状態で、農地は他の人に耕作してもらっているというのが現状でした。その耕作している方が高齢で、耕作は出来ないということから譲受人に話をされました。譲受人は住所が安来市新十神町になっておりますが、実家が伯太町下小竹の方にありまして新聞業を実家の方で営んでおられます。毎日、日中はここにおられまして、実家の田んぼ、畑等を耕作されておられます。また、譲受人と譲渡人の農地は近接しております。近接していることから何とかお願いできないかという話で、こういう事になったということです。近接しているということから他に与える影響はないものと考えます。

続きまして9番ですけども、譲受人と譲渡人は相対で今までずっと耕作されておりました。譲渡人が高齢で近所に相続する方がいないと、数年前に息子さんが亡くなりまして、今この方は身寄りがいないという話で、親戚の方が相続する者がいないから誰か引き受けてくれないかなということで、今まで耕作している譲受人に話をされてそれならという話になったということです。今まで耕作されている関係上他に与える影響はないものと思いますので、審議の方よろしく願いいたします。

議長：齋藤 哲君

2 番の案件について 17 番 吉村委員 お願いします。

17 番：吉村 正君

17 番 吉村です。2 番案件についてご説明をいたします。譲渡人は数年前に相続をいたしまして、畑として管理しておりましたが、市外ということもありまして耕作が困難になったということで、その対象地に近い所での管理をするということで、今回譲ることになりました。現在、畑として管理をされておられまして、引き続き家族で管理をするということで周囲に与える影響はないと考えます。以上です。

議長：齋藤 哲君

3 番の案件について 3 番 新田委員 お願いします。

3 番：新田 徹君

3 番 新田徹です。3 番案件についてご説明させていただきたいと思います。譲渡人は資料にもございますように遠方に居住しており、耕作及び管理をすることが出来ないということで、現況も雑草が繁茂しているような状況でございます。この度、申請地に隣接している自宅が譲受人ということで、ちょうど仕事も退職されて、今後は畑として管理、耕作をするといったようなこともございまして、申請されたところでございます。申請地については道路と譲受人の自宅に挟まれたところでございまして、周辺農地に影響を与えることはないと思いますので、委員の皆様のご審議をお願いいたします。以上です。

議長：齋藤 哲君

4 番から 8 番の案件について 12 番 新田委員 お願いします。

12 番：新田 里恵君

12 番 新田です。4 番から 8 番の案件の説明をいたします。譲渡の方 5 名おられますけれども、譲受人の方は繁殖和牛を経営しておりまして、現在 21 頭を飼育しております。近隣の現況は田とか畑とかいろいろありますけれども 10 年以上耕作されていない状況のところでした、耕作放棄地状況になっておりますけれども、木も生えたりしておりますが、飼料の高騰でそこを譲り受けて牧草を栽培して牛の飼料の餌にするという計画です。周辺もそのような状況のところばかりですので、谷間の方ですし、周辺の農地に影響を与えることはないと考えております。委員の皆様の審議をお願いいたします。

議長：齋藤 哲君

説明が終わりましたので、一括して質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

【「ありません」の声】

議長：齋藤 哲君

質疑がないようですので一括して採決いたします。1 番から 9 番の案件について申請を許可することに賛成される方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議長：齋藤 哲君

全員賛成ですので、1 番から 9 番の案件について許可することで決定されました。

○日程第 5

議長：齋藤 哲君

日程第 5 議第 103 号 農用地利用集積等促進計画に対する意見照会について を議題とします。事

事務局の説明を求めます。

事務局係長：遠藤 和喜君

議第103号についてご説明いたします。12ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定により意見照会がありましたので審議を求めるものです。計画については、15ページ下段の表の「利用集積等促進計画件数、面積」の欄をご覧ください。今月は、賃借権14件、面積1万6千280㎡、使用貸借権15件、面積1万6千864㎡、利用権移転0件、面積0㎡、全体で29件、総面積が3万3千144㎡となっています。詳細につきましては、農林振興課から説明があります。以上です。

農林振興課主任：日向 直之君

議第103号についてご説明いたします。詳細は16ページから18ページまでです。今月の農用地利用集積等促進計画は、すべて、しまね農業振興公社を通じた利用権設定です。ご審議のほどよろしく願います。

議長：齋藤 哲君

只今、説明がありました。質問や意見のある方はご発言をお願いします。

【発言なし】

議長：齋藤 哲君

意見がないようですので、本件については「意見なし」で回答することについて、賛成される方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議長：齋藤 哲君

全員賛成ですので、本件については「意見なし」で市長に回答することで決定しました。

○日程第6

議長：齋藤 哲君

日程第6 報第98号 農地法第3条の3の規定による届出について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局係長：遠藤 和喜君

報第98号についてご説明いたします。19ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第19条の規定による届出書の提出がありましたので報告するものです。20ページから25ページに届出内容を載せていますのでご覧ください。今月の届出については、7件で、相続が7件です。以上です。

議長：齋藤 哲君

この案件については、報告事項ですので以上とします。

○日程第7

議長：齋藤 哲君

日程第7 報第99号 農地法第18条第6項の規定による通知について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局係長：遠藤 和喜君

報第99号についてご説明します。26ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地法第18条第6項の規定による合意解約通知書の提出がありましたので報告するものです。27ページから30ページに案件を掲載していますので、ご覧ください。今月の農地法第18条の規定による解約については、6件で、農地法による賃貸借の解約1件、農業経営基盤強化促進法による賃貸借の解約5件です。以上です。

議長：齋藤 哲君

この案件については、報告事項ですので以上とします。

○日程第8

議長：齋藤 哲君

日程第8 報第100号 公共事業に伴う農地一時転用の届出について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局係長：遠藤 和喜君

報第100号についてご説明します。31ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地一時転用の届出書の提出がありましたので報告するものです。32ページから36ページをご覧ください。件数は8件です。これらは、すべて島根県が行う公共事業によるもので、事業名等は転用理由の欄に記載しておりますのでご覧ください。以上です。

議長：齋藤 哲君

この案件については、報告事項ですので以上とします。

○日程第9

議長：齋藤 哲君

日程第9 報第101号 非農地判断の実施について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局係長：遠藤 和喜君

報第101号についてご説明いたします。37ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり非農地判断を実施したので報告するものです。38ページから41ページに非農地判断を実施した農地の一覧を掲載していますのでご覧ください。農地利用状況調査により荒廃しているとされた農地のうち、184筆を抽出し、令和7年6月3日に農地対策委員会において確認しました。その結果、農地154筆、面積10万33㎡をこのたび非農地と判断しました。今回、非農地と判断した農地については、当該農地の所有者、相続未登記の場合は固定資産税の納税義務者へ「非農地判断のお知らせ」を送付します。並行して、関係機関である島根県、安来市農林振興課、税務課、土地改良区及び松江地方法務局へ一覧表及び写真などを送付します。送付は、6月中を予定しています。以上です。

議長：齋藤 哲君

この案件については、報告事項ですので以上とします。

本日の議案の審議は全て終わりました。以上で、第24回安来市農業委員会 総会を閉会します。

○午後2時39分 閉会